２．大規模行為における市全域の景観形成基準等

２－１．建築物・工作物の新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更

（１）行為の場所は、どの地域に該当しますか。下記にチェック（☑）してください。

（景観計画第２章第１節３ 「図2-3ゾーン・軸・地域拠点位置図」参照）（P１９）

|  |  |
| --- | --- |
| □ | ①都市部（歴史的まち並み地区を除く） 　 ・都市型居住景観形成ゾーン（中心部）  ・景観保全・都市近郊型居住景観形成ゾーン(周辺部)  ・郊外型居住景観形成ゾーン(郊外部) |
|  | ②都市部（歴史的なまち並み地区） ・川尻地区、新町・古町地区等 |
|  | ③田園部 　　　　　　　　　 ・田園景観・既存集落ゾーン  　　　　　　 ・自然環境景観保全ゾーン |

※歴史的なまち並み地区の詳細については、都市デザイン課へお問い合わせください。

（２）提出書類は揃っていますか。下表にチェック（☑）してください。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 位置図 | 配置図 | 緑化計画図※1 | 平面図 | 立面図等※2 | 現況写真※3 |
| □ | □ | □ | □ | □ | □ |

※1　樹木の位置、種類、面積を記入すること。

※2　壁面、屋根の材料及び色彩（マンセル値）を記入すること。屋外設備の位置・形状を記入すること。

※3　届出地を含み、周辺のまち並みが分かること。撮影方向を配置図などに記入すること。

（３）熊本市景観計画に定める“使用できない色彩”、歴史的街並み地区の場合“避けて欲しい色彩”を使用していませんか。下記にチェック（☑）してください。

|  |  |
| --- | --- |
| * 使用している　　　　　　→（４）へ進む | * 使用していない　　　　　→（５）へ進む |

（参考）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 使用できない色彩　　（マンセル値） | | | |
|  | 色相 | 明度 | 彩度 |
| 鮮明色 | R・YR系 | 全域 | 6を超える |
| Y系 | 4を超える |
| GY・G・BG・B・PB・P・RP系 | 2を超える |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 歴史的街並み地区　　　避けてほしい色彩　　　　（マンセル値） | | | |
|  | 色相 | 明度 | 彩度 |
| 明清色 | R・YR系 | 6以上10以下 | 3以上6以下 |
| Y系 | 3以上4以下 |
| GY・G・BG・B・PB・P・RP系 | 2以下 |
| 暗清色 | R・YR系 | 6以下 | 3以上6以下 |
| Y系 | 3以上4以下 |
| GY・G・BG・B・PB・P・RP系 | 2以下 |

（４）“使用できない色彩” “避けて欲しい色彩”を使用している場合、各面毎にどの程度の割合で使用していますか。下記（　）欄に割合を記載下さい。また、割合を求める計算式は立面図に記載してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 北面　（　　　　　）％ | 南面　（　　　　　）％ | 東面　（　　　　　）％ | 西面　（　　　　　）％ |

（５）熊本市景観計画に定める“地域で推奨する色彩”を確認下さい。確認後、下記のいずれかにチェック（☑）して下さい。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 全ての色彩が“地域で推奨する色彩”である。 |  |
|  | 一部“地域で推奨する色彩”でない色彩がある。 | （３）の重点地域の場合、パース・着色立面図等の図面を添付下さい。 |
|  | 全ての色彩が“地域で推奨する色彩”でない。 | 色彩計画を再度ご検討ください。 |

（参考）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 都市部　　地域で推奨する色彩　　（マンセル値） | | | |
|  | 色相 | 明度 | 彩度 |
| 白 | N | 9以上10以下 | ― |
| 明灰色 | N | 8以上9以下 | ― |
| 中灰色 | N | 6以上8以下 | ― |
| 明穏色 | R・YR・Y系 | 8以上10以下 | 3以下 |
| GY・G・BG・B・PB・P・RP系 | 1以下 |
| 中穏色 | R・YR・Y系 | 5以上8以下 | 3以下 |
| GY・G・BG・B・PB・P・RP系 | 1以下 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 歴史的街並み地区　　　地域で推奨する色彩　　　（マンセル値） | | | |
|  | 色相 | 明度 | 彩度 |
| 白 | N | 9以上10以下 | ― |
| 明灰色 | N | 8以上9以下 | ― |
| 中灰色 | N | 6以上8以下 | ― |
| 暗灰色 | N | 3以上6以下 | ― |
| 黒 | N | 3以下 | ― |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 田園部　　地域で推奨する色彩　（マンセル値） | | | |
|  | 色相 | 明度 | 彩度 |
| 中灰色 | N | 6以上8以下 | ― |
| 暗灰色 | N | 3以上6以下 | ― |
| 中穏色 | R・YR・Y系 | ５以上８以下 | 3以下 |
| GY・G・BG・B・PB・P・RP系 | 1以下 |
| 暗穏色 | R・YR・Y系 | ５以下 | 3以下 |
| GY・G・BG・B・PB・P・RP系 | 1以下 |

（６）市全域の景観形成基準は下表のとおりです。基準への適合を確認後、右欄にチェック（☑）して下さい。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 基　準 | ☑ |
| 位置・高さ | ・遠景の山々や景観資源に対する道路（又は特別な視点場）からの眺望を損なわないように壁面線の後退や高さをおさえるように努めること。 | □ |
| ・壁面線や高さをそろえる等の行為を通してまち並みとしての魅力向上に貢献すること。 |
| ・まちにゆとりやうるおいを生み出すために、オープンスペースの確保に努めること。オープンスペース計画の際には「熊本市公開空地等整備・利活用等推進ガイドライン」を参考とすること。 |
| 形態 | ・地域の景観特性を活かし、地域デザインを表現するよう努力すること。 | □ |
| ・遠いところから見おろす眺望に対して、屋上や屋根などのデザインに配慮すること。 |
| ・長大な壁面や架構には小さな部材の使用や、空間を区切るなどの手法を用いることによって、人との融和に努めること。 |
| ・まち並みとしての連続性がとぎれないように１階部分の用途やデザインなどに配慮すること。 |
| ・外観に露出する設備類については、建物全体のデザインとの調和に努めること。共同住宅の場合、洗濯物等が通りから直接見えにくい構造、意匠となるように配慮すること。 |
| 色彩・材料 | ・基調となる色は、周囲の自然やまち並みの色彩（色相・明度・彩度）に調和したものとし、アクセントとなる色はごく限られた箇所に限定するように努めること。 | □ |
| ・建物等の材料については、周囲の自然素材やまち並みと素材感の調和に努めること。 |
| ・各地域の雰囲気を損なわない「地域で推奨する色彩」を使用するように努めること。 |
| 敷地の  緑化 | ・敷地内のオープンスペースは、「熊本市公開空地等整備・利活用等推進ガイドライン」も参考として、緑化に努めること。 | □ |
| ・前面道路に面するところ、特に角地等における緑化、窓辺や屋上等の緑化も推進すること。 | □ |
| ・緑陰駐車場等、駐車場の緑化に努めること。 | □ |
| ・既存の樹木がある場合には、修景に活かすように配慮すること。 | □ |
| ・中高木の植栽を促進すること。 | □ |
| その他 | ・外観のよごれや設備の損傷、はみ出し駐車や、無秩序な駐輪、建築デザインをこわすような垂れ幕や看板の設置等を回避するよう、管理･運営面からの対策を講じるものとすること。 | □ |
|  | ・駐車場及び物品等の置き場については、その位置に配慮するとともに外から見えないような工夫を行うように努めること。 |
|  | ・地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや動きのある照明を用いないように努めるとともに、「熊本市光のマスタープラン」を参考とし、良好な夜間景観の創出に努めること。 |

（７）建築物の屋根・屋上等に太陽光発電施設を設置する場合は、下表の基準への適合を確認後、右欄にチェック（☑）して下さい。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 目  項 | | | 基　準 | ☑ |
| 太陽光発電施設 | 建築物の屋根・屋上等に設置する場合 | 高さ | ・高さをおさえ、周辺からの突出を避けること。 | □ |
| ・設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。 |
| ・景観計画に定める視点場からの眺望に配慮した位置とし、著しい景観支障とならないようにすること。 |
| 形態 | ・太陽光パネルの傾斜をできるだけ緩やかにし、向きをそろえるなど、統一感のある配置とすること。 | □ |
| 色彩・材料 | ・太陽光パネルは、黒系統色等の暗色を基調とし、架台等の附属施設も含め、全体として周辺の景観と調和した色彩とすること。 | □ |
| ・太陽光パネルの材質は低反射性のもの、または防眩処理等を施したものを使用すること。 |